

第11回上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会 議 事 録

開催日時	平成25年12月26日（木） 午前10時00分から
開催場所	上牧町役場 2階 第2会議室
出席者	委員 11名
欠席者	委員 1名
傍聴者	2名
事務局	まちづくり推進課 大東課長、福西課長補佐、松井係長、野村主事
次第	1 開会 2 条文（第36条以降）の検討並びに条例（案）の確定について 3 逐条解説（案）の確認について 4 その他 5 閉会

議事の概要

●条例案の検討について（条文の見直し）

《第36条 広域連携》

- ・「自治体」という表現については、俗称であるので「地方公共団体」に変更する。
- ・そのほかの条文については変更なし

<結論>

「自治体」を「地方公共団体」に変更する。

《第37条 取り組み状況の評価》 変更なし

《第38条 条例の見直し》 変更なし

- ・条文で見る限り、5年単位に臨時設立して検討するというように伺えるが、常設機関にして毎年検討状況をチェックして、諮問答申して5年ごとに積み上げた成果をもとに改正作業に入るのか、その辺りが分からない。
- ・毎年、条例を評価する機関を設けている自治体も多いが、そういったものが必要か、必要ではないのか。あるいは、5年目に機関を設置するというのがあるのかという議論はどうされたのか。
- ・その議論は前委員会ではあまり審議していないが、町が主体となって毎年評価

して、5年ごとに新たな委員会を設置して条例の見直しが必要の検討をするというイメージで、前委員会での議論である。

- ・事例として、米原市が常設の審議機関を持っている。
- ・5年ごとに見直すときのイニシアチブ（主導権）を誰が握るのかというのが論点であると思う。
- ・議会基本条例では、議会が自ら検証するというようにした。住民が直接検証することには、今のところ規定していないが、少なくとも住民意見が反映できるような規定は必要だと考えている。
- ・常設機関の設置については、町民にも責任があるということである。住民参加で関わるということは、批判的に意見を言うだけではなく、責任も伴ってくる。
- ・行政としても、評価についての委員会の設置も視野に入れて要綱もしくは規定で、形を明確にしていきたい。また、住民にも評価にかかわってもらい、条例の見直し等の判断をその委員会のなかで検討していけるよう考えている。

《第39条 条例の改正》 変更なし

～再検討～

《第35条 まちづくり協議会》

「個性的で心豊かな地域をつくるため」を復活させる。

《第2条 定義（まちづくり）》

- ・このまちづくりの定義については、包括的な表現のほうがいいのではないか。
- ・「上牧町及び地域社会をつくる・・・」と表現してはどうか。
- ・上牧町全体のまちづくりだということを解説でも追記しておく。

●逐条解説（案）の確認について

- ・前文の解説の第1段落の「上の牧場（かきのまきば）」の標記を「上の牧場」に変更する。
- ・第1条目的の※印の町民憲章で、「半永久的な理想」を「半永久的な行動理念」に変更する。
- ・第1条目的の※印の総合計画で、「現実的な行政施策」を「現実的で長期的な行政計画」に変更する。
- ・第2条定義の説明（第1号）で、「利害関心を有する者」のなかに、納税義務を有する者が含まれているということが分かるよう明記する。

- ・第2条定義の説明（第1号）で、「ハード面だけでなく、」のあとに「教育や福祉の向上」を追加する。
- ・第2条定義の説明（第4号）で、「町民が」ではなく、「町民、議会及び行政のそれぞれが」に変更する。
- ・第4条最高規範性の説明の第1項で、「体系上の上位」を「基本」に変更する。
- ・第6条未成年のまちづくり参画の権利の説明で、「参画できる権利を明らかに・・・」を「参画できる権利を有することを明らかに・・・」に変更する。
- ・第26条個別外部監査の説明の第2項で、「監査委員に対して、」を削除する。
- ・第27条情報の公開及び提供の説明の第2項で、「開かれた行政を・・・」を「公正で開かれたまちづくりを・・・」に変更する。
- ・第31条選挙公報等の趣旨で、「立候補者は、どの様なまちづくりを行うのか町政に関する考え方は、町政を負託するにあたり住民にとって必要不可欠な情報であるため、「情報共有」の章で立候補者の公約及び選挙公報について定めています。」を追加する。
- ・第38条例の見直しの説明の第2項で、「この条例が町民の想いに対して・・・」の部分で、「まちづくりの主体を町民としたこの条例の主旨に対して・・・」に変更する。

●シンポジウムについて

- ・シンポジウムの広報については、広報かんまき1月号、町ホームページ、自治会の回覧を考えている。
- ・配布資料については、プログラム、逐条解説、基調講演レジュメ、アンケートを考えている。
- ・第2部の各条文の説明時には、パワーポイントを活用する。